

令和 5 年度

丹波少年自然の家事務組合
歳入歳出決算審査意見書

丹波市監査委員

丹 監 委 第 31 号
令和 6 年 8 月 21 日

丹波市長 林 時彦 様

丹波市監査委員 竹 村 安 彦

丹波市監査委員 藤 原 悟

令和 5 年度丹波少年自然の家事務組合歳入歳出決算審査意見書
の提出について

地方自治法第 292 条により準用する同法 233 条第 2 項及び同法施行令第 5 条
第 3 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度丹波少年自然の家事務組合歳
入歳出決算及びその附属書類について審査を行った結果、別紙のとおり審査意
見書を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査を実施した期間	1
第 3	審査の手続き	1
第 4	審査の結果	1
1	決算の概要	1
2	歳入の状況	2
3	歳出の状況	4
4	財産に関する調書	5
第 5	審査意見	6

令和 5 年度 丹波少年自然の家事務組合歳入歳出決算審査意見書

第 1 審査の対象

令和 5 年度 丹波少年自然の家事務組合歳入歳出決算

第 2 審査を実施した期間

令和 6 年 6 月 18 日～令和 6 年 8 月 16 日

第 3 審査の手続き

この決算審査は、令和 6 年 3 月 31 日をもって阪神丹波 8 市 1 町で構成された一部事務組合である丹波少年自然の家事務組合が解散したため、地方自治法第 292 条及び地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定を準用し、丹波少年自然の家事務組合の決算の審査及び認定は、丹波市において行うため、丹波市長から丹波市監査委員の審査に付されたものである。

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に適合して作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳簿と照合した。

第 4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書及びその附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認められた。

また、予算執行においても、おおむね適正に執行されているものと認められた。審査の概要及び意見は、次のとおりである。

1 決算の概要

令和 5 年度当初予算額 214,507,000 円に対して、287,523,000 円の増額補正を行い、予算現額は 502,030,000 円となっている。

歳入総額 502,743,756 円（前年度比 184.0%、予算現額に対する割合 100.1%）

歳出総額 170,872,690 円（前年度比 105.7%、予算現額に対する割合 34.0%）で、歳入歳出差引額 331,871,066 円となった。

表1 歳入歳出決算額

(単位：円)

区分	令和5年度(A)	令和4年度(B)	比較(A-B)
歳入総額 (a)	502,743,756	273,262,491	229,481,265
歳出総額 (b)	170,872,690	161,641,129	9,231,561
差引額(形式収支) (a)-(b) (c)	331,871,066	111,621,362	220,249,704
翌年度へ繰り越すべき財源 (d)	0	0	0
実質収支額 (c)-(d) (e)	331,871,066	111,621,362	220,249,704

2 歳入の状況

歳入のうち、増額となっている主なものは分担金及び負担金 250,873,219 円と繰越金 101,004,039 円である。分担金及び負担金については、令和5年度末組合解散にむけ、財産処分に係る負担金及び退職手当に係る負担金の増額を行っているためである。また、繰越金については、令和4年度において施設整備基金条例を廃止し、令和3年度までの施設整備基金積立額を繰入金としていることが関係している。

減額となっている主なものは繰入金と使用料及び手数料である。使用料及び手数料が減少した要因は、令和5年度中の利用者の受け入れ期間を4月から6月までとし、その後施設営業を停止したためである。

表2 歳入

(単位：円、%)

区分	令和5年度(A)		令和4年度(B)		比較(A-B)
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額
1. 分担金及び負担金	383,353,983	76.2	132,480,764	48.5	250,873,219
2. 使用料及び手数料	4,788,950	1.0	23,001,870	8.4	△ 18,212,920
3. 財産収入	0	0.0	0	0.0	0
4. 繰入金	—	—	102,243,952	37.4	△ 102,243,952
5. 繰越金	111,621,362	22.2	10,617,323	3.9	101,004,039
6. 諸収入	2,979,461	0.6	4,918,582	1.8	△ 1,939,121
7. 組合債	—	—	0	0.0	0
計	502,743,756	100.0	273,262,491	100.0	229,481,265

※区分については、令和4年度分を記載している。

表3 市町負担金内訳

(単位：円、%)

区分	借地料負担金				
	令和5年度(A)	構成比	令和4年度(B)	構成比	比較(A-B)
丹波市	3,207,358	80.0	3,223,475	80.0	△ 16,117
丹波篠山市	801,839	20.0	805,869	20.0	△ 4,030
計	4,009,197	100.0	4,029,344	100.0	△ 20,147

※敷地にかかる土地賃借料として、事務組合理約に基づき丹波側2市で負担。丹波市が8割、丹波篠山市が2割となっている。

(単位：円、%)

区分	建設費負担金				
	令和５年度(A)	構成比	令和４年度(B)	構成比	比較(A－B)
尼崎市	－	－	10,919,929	48.6	－
西宮市	7,477,329	35.0	3,939,813	17.5	3,537,516
芦屋市	1,786,518	8.4	939,098	4.2	847,420
伊丹市	3,258,768	15.3	1,800,844	8.0	1,457,924
宝塚市	3,666,467	17.2	1,993,245	9.0	1,673,222
川西市	2,672,699	12.5	1,482,660	6.6	1,190,039
三田市	2,035,668	9.5	1,133,654	5.0	902,014
猪名川町	447,337	2.1	242,177	1.1	205,160
計	21,344,786	100.0	22,451,420	100.0	△ 1,106,634

※施設の建設や大規模修繕等起債を伴う工事の償還に充てる負担金として、事務組合規約に基づき阪神６市１町で負担となっている。尼崎市は丹波少年自然の家事務組合を令和５年３月３１日付で脱退したことにより、令和４年度に繰上償還しているため、令和５年度の負担金はない。

(単位：円、%)

区分	管理運営費負担金				
	令和５年度(A)	構成比	令和４年度(B)	構成比	比較(A－B)
尼崎市	－	－	23,678,280	22.3	－
西宮市	24,689,340	31.7	24,956,640	23.5	△ 267,300
芦屋市	5,587,920	7.2	5,790,780	5.5	△ 202,860
伊丹市	10,670,400	13.7	10,885,140	10.3	△ 214,740
宝塚市	12,046,320	15.4	12,268,440	11.6	△ 222,120
川西市	8,431,020	10.8	8,643,240	8.1	△ 212,220
三田市	6,332,040	8.1	6,534,900	6.2	△ 202,860
猪名川町	2,442,960	3.1	2,642,580	2.5	△ 199,620
丹波市	5,460,000	7.0	7,420,000	7.0	△ 1,960,000
丹波篠山市	2,340,000	3.0	3,180,000	3.0	△ 840,000
計	78,000,000	100.0	106,000,000	100.0	△ 28,000,000

※施設の維持管理、職員の人件費等にかかる負担金として、事務組合規約に基づき阪神市町で９割、丹波２市で１割の負担となっている。尼崎市は丹波少年自然の家事務組合を令和５年３月３１日付で脱退しているため、令和５年度の負担金はない。

(単位：円、%)

区分	財産処分に係る負担金	
	令和５年度	構成比
尼崎市	53,567,000	23.3
西宮市	56,465,000	24.5
芦屋市	12,765,000	5.6
伊丹市	24,403,000	10.6
宝塚市	27,554,000	12.0
川西市	19,274,000	8.4
三田市	14,490,000	6.3
猪名川町	5,612,000	2.4
丹波市	9,154,000	4.0
丹波篠山市	6,716,000	2.9
計	230,000,000	100.0

※負担割合は、尼崎市を含めた関係市町の協議により、人口割９割、均等割１割となっている。

(単位：円、%)

区分	退職手当に係る負担金	
	令和5年度	構成比
尼崎市	11,645,000	23.3
西宮市	12,275,000	24.5
芦屋市	2,775,000	5.6
伊丹市	5,305,000	10.6
宝塚市	5,990,000	12.0
川西市	4,190,000	8.4
三田市	3,150,000	6.3
猪名川町	1,220,000	2.4
丹波市	1,990,000	4.0
丹波篠山市	1,460,000	2.9
計	50,000,000	100.0

※負担割合は、尼崎市を含めた関係市町の協議により、人口割9割、均等割1割となっている。

3 歳出の状況

当年度の歳出決算額は、170,872,690 円で、前年度に比べ 9,231,561 円（5.7%）の増となっている。歳出決算額に占める款別の構成比は、総務費 58.1%、教育費 29.3%、公債費 12.5%、議会費 0.1%の順となっている。

表4 歳出

(単位：円、%)

款	令和5年度(A)		令和4年度(B)		比較(A-B)
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額
1. 議会費	117,918	0.1	227,475	0.1	△ 109,557
2. 総務費	99,340,852	58.1	59,718,755	37.0	39,622,097
3. 教育費	50,069,134	29.3	79,243,479	49.0	△ 29,174,345
4. 公債費	21,344,786	12.5	22,451,420	13.9	△ 1,106,634
5. 予備費	0	0.0	0	0.0	0
計	170,872,690	100.0	161,641,129	100.0	9,231,561

4 財産に関する調書

(1) 公有財産の状況

令和5年度における財産の増減及び現在高は、次のとおりである。

財 産 の 増 減 及 び 現 在 高

ア. 土 地

(単位：㎡)

区 分		令和4年度末 現 在 高	令和5年度中増・減 高			令和5年度末 現 在 高
			増	減	計	
非 木 造	本館	(149,484)	(0)	(0)	(0)	(149,484)
	大屋根付き創作と交流の広場					
	プレイホール					
	体育館					
	センターロッジ					
木 造	ログキャビン(10棟)					
	天体望遠鏡収納庫					
	テント収納庫					
非 木 造	キャンプ場管理棟					
	キャンプ場 共同炊事場(4棟)					
	キャンプ場 便所(2棟)					
	キャンプ場 障害者用屋外便所(1棟)					
	屋外便所(2棟)					
	ボンベ庫(2棟)					
計		(149,484)	(0)	(0)	(0)	(149,484)

※表中、面積()書は借用地

イ. 建 物 (延面積)

(単位：㎡)

区 分		令和4年度末 現 在 高	令和5年度中増・減 高			令和5年度末 現 在 高
			増	減	計	
非 木 造	本館	3056.26	0	0	0	3056.26
	大屋根付き創作と交流の広場	496.40	0	0	0	496.40
	プレイホール	1147.03	0	0	0	1147.03
	体育館	1228.30	0	0	0	1228.30
	センターロッジ	992.91	0	0	0	992.91
木 造	ログキャビン(10棟)	477.44	0	0	0	477.44
	天体望遠鏡収納庫	18.90	0	0	0	18.90
	テント収納庫	30.00	0	0	0	30.00
非 木 造	キャンプ場管理棟	63.24	0	0	0	63.24
	キャンプ場 共同炊事場(4棟)	629.13	0	0	0	629.13
	キャンプ場 便所(2棟)	134.82	0	0	0	134.82
	キャンプ場 障害者用屋外便所(1棟)					
	屋外便所(2棟)					
	ボンベ庫(2棟)	27.56	0	0	0	27.56
計		8301.99	0	0	0	8301.99

ウ．物 品

(単位：台)

区 分	令和４年度末 現 在 高	令和５年度中増・減 高			令和５年度末 現 在 高
		増	減	計	
小型乗用自動車	1	0	0	0	1
軽貨物自動車	2	0	0	0	2

なお、これらの令和５年度末現在で保有する財産については、「丹波少年自然の家事務組合の財産処分に関する協議書」に基づき、丹波市に引き継がれた。

また、物品に属する財産については、「丹波少年自然の家事務組合の財産処分に関する協議書」に基づき、丹波市に承継された。

第５ 審査意見

施設については、適正な管理を行い、早急に活用を図られたい。